

地産品プロモーションによる姫路の食ブランド向上事業
「おいしい姫路の旅～姫路まるごとレストラン～」実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

1 業務概要

(1) 業務名

地産品プロモーションによる姫路の食ブランド向上事業「おいしい姫路の旅～姫路まるごとレストラン～」実施業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 概要

姫路が誇る食資源である、姫路近海の播磨灘で獲れた前どれの魚介類や、市内で醸造される地酒やクラフトビール、姫路の風土に育まれた肉・野菜・果物（以下「地産品」という。）に着目し、これらを積極的に提供する市内の飲食店を通じて、食の情報発信や食体験を提供するキャンペーンを実施する。姫路のおいしい地産品の認知度やブランド力の向上を図るとともに、姫路での宿泊や地元食材の消費を促進し、域内循環や観光消費額の拡大を目指す。

(3) 提案上限額 18,500千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額には宿泊施設への手数料及び参加飲食店に支払うインセンティブの原資、9,500千円分を含む。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 姫路市に業者登録しており姫路市の入札参加資格を有している者、又は公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の会員である者（契約日までに理事会承認を受けた会員を含む。）。

(2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条に定める排除対象業者（以下「排除対象業者」という。）に該当しない者であること。

(4) 法人にあつては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

(5) 公告の日から契約候補者特定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 指名停止（姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

イ 指名停止の措置要件に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第8

6号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(7) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

3 プロポーザルに関する担当部署等

(1) 担当部署

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー(観光創造部)

〒670-0012 姫路市本町68番地

TEL:079-287-3655 FAX:079-222-2410

E-mail:hime-kanko@himeji-kanko.jp

(2) 契約条項

契約条項を示す期間	令和8年(2026年)5月15日(金)から 令和8年(2026年)7月3日(金)まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く。
閲覧の場所	公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

期日等	内容
令和8年5月15日(金)	公告・募集要領、要求水準書等の提示
令和8年5月21日(木)正午まで	プロポーザル参加申込書提出期限
令和8年5月22日(金)	プロポーザル参加資格確認通知
令和8年5月25日(月)から 令和8年5月28日(木)正午まで	質問受付期間
令和8年6月3日(水)午後4時以降	質問回答日
令和8年6月25日(木)午後4時まで	提案書提出期限
令和8年7月2日(木)	提案内容のヒアリング(予定)

令和8年7月3日（金）	契約候補者の特定・通知
令和8年7月3日（金）	契約締結及び結果の公表

5 参加表明手続及び資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- (イ) 履歴事項全部証明書（ビューローの会員で姫路市に業者登録を行っていない場合に限る。）
- (ウ) 関連企業申告書（様式第2号）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（公告日以後に発行されたもの、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの）
- (カ) 業者登録申請受付票の写し（任意様式）

令和7年4月末日までに業者登録申請を行っている参加申込者にあつては、業者登録申請時に姫路市契約課で受付印を押印したものを提出すること。

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加申込書 等配布期間	令和8年（2026年）5月15日（金）から 令和8年（2026年）5月21日（木）正午まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く。
閲覧の場所	公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー ※参加表明者は、ビューローホームページ「ひめのみち」に掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を必要に応じてダウンロードし使用すること。（ https://www.himeji-kanko.jp/dmo/ ）

エ 提出方法

電子メールとする。

なお、履歴事項全部証明書、市税の納税証明書、国税の納税証明書、業者登録申請受付票の写しについては、PDFデータを電子メールに添付し、提出すること。（原本提出不要）

また、提出に際し、電子メールのタイトルは「参加表明書の提出について（事業者名）」とし、電子メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。

（電話）079-287-3655（担当部署）観光創造部

オ 提出場所

ビューロー

カ 提出場所（送信先アドレス）

hime-kanko@himeji-kanko.jp

キ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年（2026年）5月15日（金）から同年5月21日（木）正午までとする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は、令和8年5月22日（金）中に電子メールにて参加資格確認通知書を発送する。

- イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
- ウ 参加資格がないと認められた者は、ビューローに対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年5月27日（水）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により、ビューローに提出すること。ビューローは、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は行わない。

7 プロポーザルに関する質問について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質問書（様式第3号）

イ 提出方法

電子メールとする。

質問書に質問事項の他、必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを電子メールに添付し、提出すること。（ファイル形式は Microsoft Word とする。）

※ 電話での質問には回答しない。

※ 質問提出締切日以後の質問は、一切認めない。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

hime-kanko@himeji-kanko.jp

エ 提出期限

令和8年5月28日（木）正午まで

- (2) 質問に対する回答は次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年6月3日（金）午後4時以降

イ 回答方法

回答はビューローホームページ「ひめのみち」(<https://www.himeji-kanko.jp/dmo/>)に掲載する。

なお、全ての質問と回答を記載した同一の内容の書類を、電子メールで全ての参加申込者に送付する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、ビューローホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

ビューローホームページに掲載する「地産品プロモーションによる姫路の食ブランド向上事業「おいしい姫路の旅～姫路まるごとレストラン～」実施業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

なお、様式第4号～7号（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー（観光創造部）
〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年6月3日（金）午後4時から同年6月25日（木）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限開始日及び最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料は、簡潔に内容が分かるように配慮すること。また、実現性のある提案を行うこと。

オ 要求した以外の資料は、審査対象としない。

カ 提案資料の提出後において資料の差替えは認めない。

キ 提出された提案資料は一切返却しない。

ク 提出された提案資料は本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

ケ 提出された提案資料は本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料及び面接ヒアリングによるものとし、次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、地産品プロモーションによる姫路の食ブランド向上事業「おいしい姫路の旅～姫路まるごとレストラン～」実施業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関

する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費の最も低い者を契約候補者とする。事業費の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点
1	類似業務の実績	過去の類似業務の実績は十分であるか。 ※類似業務とは、飲食店（観光施設・宿泊施設等でも可）への観光客誘致に資する業務を指す。 ※国、地方公共団体、観光協会やこれらに準ずる団体（公共法人等）、または中小企業法で定められた中小企業の規模を超える大企業が発注した類似業務を指す。 ※地域については市内でなくても可。	5点	5点
2	(1) 店舗募集・管理 業務内容の 提案	・チケット販売施設（宿泊施設、主要観光施設）及び飲食店の募集・管理方法は適切で効果的なものであるか。 ・チケット販売施設及び飲食店の選定・募集において優良店または人気店を獲得できる体制となっているか。	10点	85点
	(2) チケット販売スキームの構築・運用	・チケット購入・利用においてデジタルが不得意な人でも不自由なく対応できる適切なシステムを提案しているか。 ・会員登録のみにとどまることなく、チケット購入までに至る安易なシステムの提案ができているか。 ・参加飲食店・参加者等の不正利用・不正換金を防止できる対策の工夫ができているか。 ・参加者がチケット販売代金よりもお得な特別メニュー（サービス）の提供が受けられ、多くの販売が期待できる企画を提案できているか。 ・チケット販売、チケット利用、換金までの精算スキームは、令和8年度スキーム案を有効活用、または独自の効果的な提案ができているか。		

(3) 販促・プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路の地産品の周知、キャンペーンの周知、市内での飲食・宿泊及びチケット購入を促し、参加者増加に繋がる旅マエプロモーション・LPを提案しているか。 ・今年度より新しく対象となる日帰り旅行者に対して購入を促す効果的な提案をしているか。 ・チケット販売施設・参加飲食店が容易に事業告知を行える体制で、参加飲食店においては、参加者が店頭で参加飲食店であることが容易にわかり、気軽に入店しやすい工夫の提案をしているか。 ・参加者がチケット利用後のSNS投稿を促す働きかけができる仕掛けを提案しているか。 	30点	
(4) 分析・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット販売枚数、利用枚数、参加者プロフィール、消費喚起額などについて、効果的な項目・取得方法を提案しているか。 ・今後の関係事業に活かすために、参加者からのアンケート回答率を上げる工夫ができていますか。 	10点	
(5) 実施体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に十分な人員体制か。 ・業務の連絡体制は十分であるか。 ・事業の主旨・内容を理解しているか。 <p>※本業務においては、受託者が本業務の全部又は主体部分を一括して第三者に委託することを禁じるが、本業務の一部を、より専門性の高い第三者へ再委託することまで禁じるものではない。また、再委託が必要な場合は、その旨をあらかじめ通知することで、再委託を認める。</p>	5点	
3 工程表	<p>業務内容を理解し、的確なスケジュールを設定できているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施スケジュールは妥当か。 ・設定理由が明確になっているか。 	5点	5点

※ 下表のとおり 5段階評価で項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている。	各項目の配点×1.00
B	当該項目に関して優れている。	各項目の配点×0.75
C	BとDの中間程度	各項目の配点×0.50
D	当該項目に関して要求水準書の内容を満たす程度	各項目の配点×0.25
E	当該項目に関して満たしていない。	各項目の配点×0.00

イ 事業費

各提案者から提案された見積額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（見積額）に関する評価点の満点である5点を付与し、その他の提案者の評価点は、5点に第1位の

見積額と当該提案者が示す見積額との比率を乗じた値を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

$$5 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点（小数点以下三位を四捨五入する。）と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）

(3) 面接ヒアリング

面接ヒアリングは、提案書に関するプレゼンテーション及び委員からの質疑により実施する。

ア 日時

令和8年7月2日（木）・時間未定

※ 詳細時間については、後日連絡する。なお、実施日時に変更がある場合は、指示に従うこと。
台風、豪雨その他天災等により、面接ヒアリングの実施を延期又は中止し、若しくはオンラインで実施する場合がある。面接ヒアリングを実施しない場合は、提出書類のみで審査する。

イ 場所

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー（兵庫県姫路市本町68番地）

ウ 時間配分

プレゼンテーション15分、委員からの質疑10分程度を予定する。

※ 面接ヒアリングの参加者数により、時間配分等を調整することがある。

エ その他の注意事項

(7) 補完資料について

説明に当たっての補完的な資料の提出は、認めない。ただし、プレゼンテーションに視聴覚機器を利用する場合において、その内容を印刷したものは、その限りでない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。

(8) 視聴覚機器について

視聴覚機器を使用する場合は、ビューローに事前に申出の上、調整すること（パソコンやプロジェクター、スクリーン等を各自準備が必要な場合あり）。設置及び撤収ともに5分程度を目安とし、速やかに準備を行うこと。準備時間は持ち時間に原則カウントしないが、準備時間が長くなり審査に影響がでる場合は、プレゼンテーションの時間を減ずる場合があるので注意すること。

(9) 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(10) ヒアリング会場での注意事項

ヒアリング会場において、名刺交換や企業名、氏名の公表、社員証・社章の着用は禁止とする。

(4) その他

ア 提案者が1者の場合でも、面接ヒアリングの審査を実施する。

イ いずれの提案も前号における提案内容の評価において、「E」を含むなど、要求水準を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには応じない。

エ 契約候補者の特定を令和8年7月3日（金）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭

又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者についてはその旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は令和8年7月3日（金）午後4時までに、本件業務の見積書をビューローに提出すること。提出方法は、郵送又は持参とする。

なお、郵送の場合は、上記日時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和8年7月3日（金）を目途にビューローホームページ「ひめのみち」(<https://www.himeji-kanko.jp/dmo/>)に掲載する。

キ 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.0 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで契約候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、ビューローと協議した上で業務内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位のほかに契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、第9項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案書は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則第48条の規定を適用する。

1.1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加申込者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意とする。）によりビューローに持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

1.2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 見積額が提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.3 著作権等

- (1) 著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他ビューローが必要と認めるときには、ビューローは提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.4 プロポーザルの参加に要する費用負担

企画提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、姫路市に準じ指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、姫路市に準じ指名停止を行うことがある。